

平成25年度島根県普通会計決算及び 健全化判断比率等の概要

1. 普通会計決算

(1) 総括

歳入については、企業業績の回復等による法人事業税及び地方法人特別譲与税の増、地域の元気臨時交付金の増等により増加した。

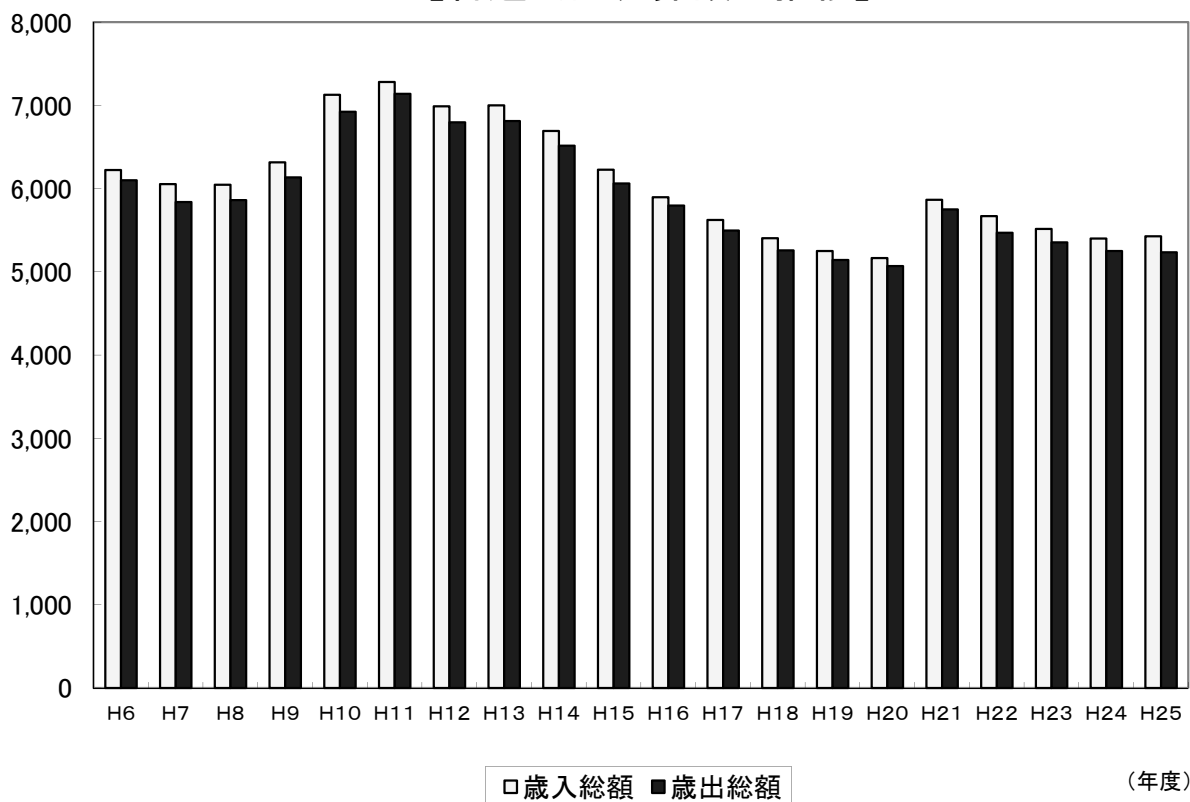
歳出については、普通建設事業費及び維持補修費は増加したが、人件費、貸付金等が減となり減少した。

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 ①	542,667	539,911	2,756	0.5%
歳 出 総 額 ②	523,610	525,197	▲ 1,587	▲ 0.3%
翌年度繰越財源 ③	13,773	9,941	3,832	38.5%
実 質 収 支 ④=①-②-③	5,284	4,773	511	10.7%

億円

【普通会計決算額の推移】



(2) 歳入の状況 (対前年度比+2, 756百万円 +0.5%)

※()内の数字は対前年度比

- ① 県 税 (+1,319百万円、+2.1%)
 地方譲与税 (+1,783百万円、+15.3%)
 地方交付税 (▲1,361百万円、▲0.7%)
 ・企業業績の回復等により法人事業税、地方法人特別譲与税が増加したが、地方交付税は減少した。
- ② 繰入金 (+1,725百万円、+9.9%)
 ・国費を財源とした基金(中山間地域等活性化基金)の取崩しの増等により増加した。
- ③ 諸収入 (▲6,095百万円、▲8.3%)
 ・中小企業制度融資の実績の減等により貸付金元利収入等が減少した。
- ④ 国庫支出金 (+8,938百万円、+11.1%)
 ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金、医療施設耐震化臨時特例交付金の減等があったが、防災・安全交付金、地域の元気臨時交付金の増等により全体としては増加した。
- ⑤ 県 債 (▲1,630百万円、▲2.0%)
 ・発行抑制に努めた結果、全体として減少した。

○歳入決算内訳

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
自主財源	175,034	32.3%	179,992	33.4%	▲4,958	▲2.8%
県 税	63,794	11.8%	62,475	11.6%	1,319	2.1%
県民税	22,568	4.2%	21,934	4.1%	634	2.9%
個人県民税	18,683	3.4%	18,599	3.5%	84	0.5%
法人県民税	2,645	0.5%	2,717	0.5%	▲72	▲2.6%
株式等譲渡所得割	475	0.1%	36	0.0%	439	1,219.4%
利子割等	765	0.2%	582	0.1%	183	31.4%
事業税	10,855	2.0%	9,745	1.8%	1,110	11.4%
個人事業税	572	0.1%	581	0.1%	▲9	▲1.5%
法人事業税	10,283	1.9%	9,164	1.7%	1,119	12.2%
地方消費税	13,220	2.5%	13,092	2.5%	128	1.0%
不動産取得税	1,113	0.2%	834	0.2%	279	33.5%
自動車税	8,281	1.5%	8,333	1.5%	▲52	▲0.6%
軽油引取税	5,557	1.0%	5,600	1.0%	▲43	▲0.8%
その他	2,200	0.4%	2,937	0.5%	▲737	▲25.1%
分担金及び負担金	3,603	0.7%	4,770	0.9%	▲1,167	▲24.5%
使用料及び手数料	3,847	0.7%	3,782	0.7%	65	1.7%
財産収入	2,139	0.4%	1,599	0.3%	540	33.8%
寄附金	77	0.0%	11	0.0%	66	600.0%
繰入金	19,131	3.5%	17,406	3.2%	1,725	9.9%
うち財調基金等取崩分	2,398	0.4%	2,682	0.5%	▲284	▲10.6%
繰越金	14,714	2.7%	16,125	3.0%	▲1,411	▲8.8%
諸収入	67,729	12.5%	73,824	13.7%	▲6,095	▲8.3%
依存財源	367,633	67.7%	359,919	66.6%	7,714	2.1%
地方譲与税	13,463	2.5%	11,680	2.2%	1,783	15.3%
地方特例交付金	169	0.0%	172	0.0%	▲3	▲1.7%
地方交付税	184,091	33.9%	185,452	34.3%	▲1,361	▲0.7%
(地方交付税+臨財債)	(219,624)	(40.5%)	(220,794)	(40.9%)	(▲1,170)	(▲0.5%)
交通安全対策特別交付金	232	0.0%	245	0.0%	▲13	▲5.3%
国庫支出金	89,491	16.5%	80,553	14.9%	8,938	11.1%
県 債	80,187	14.8%	81,817	15.2%	▲1,630	▲2.0%
歳入合計	542,667	100.0%	539,911	100.0%	2,756	0.5%

※地方消費税は清算後の額である。

(3) 歳出の状況 (対前年度比▲1, 587百万円 ▲0.3%)

※ () 内の数字は対前年度比

- ① 人件費 (▲5,861百万円、▲4.9%)
 - ・ 給与特例減額 (H25.7月～H26.3月) や職員定数の削減による職員給の減、定年退職者の減による退職手当の減等により減少した。
- ② 普通建設事業費 (+5,003百万円、+4.3%)
 - ・ 防災・安全交付金事業、原子力防災対策事業の増等により増加した。
- ③ 維持補修費 (+2,543百万円、+34.6%)
 - ・ 防災・安全交付金事業の増等により増加した。
- ④ 物件費・補助費等 (▲1,970百万円、▲2.1%)
 - ・ 緊急雇用創出事業、介護職員処遇改善事業の減等により減少した。
- ⑤ 積立金 (▲5百万円、▲0.0%)
 - ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金、医療施設耐震化臨時特例基金等の積立が減少したが、地域の元気臨時交付金等による一時的な積立の増加があったため、前年度とほぼ同額となった。
- ⑥ 貸付金 (▲2,898百万円、▲4.4%)
 - ・ 中小企業制度融資の実績の減等により減少した。

○歳出決算内訳

(単位：百万円)

区分	平成25年度		平成24年度		比較		
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率	
性別 質 別 歳 出 内 訳	義務的経費	219,336	41.9%	225,312	42.9%	▲5,976	▲2.7%
	人件費	114,182	21.8%	120,043	22.9%	▲5,861	▲4.9%
	除く退職手当	103,655	19.8%	108,364	20.6%	▲4,709	▲4.3%
	公債費	95,047	18.2%	95,119	18.1%	▲72	▲0.1%
	扶助費	10,107	1.9%	10,150	1.9%	▲43	▲0.4%
	投資的経費	125,667	24.0%	119,077	22.7%	6,590	5.5%
	普通建設事業費	122,153	23.3%	117,150	22.3%	5,003	4.3%
	うち補助	79,997	15.3%	72,961	13.9%	7,036	9.6%
	うち単独	35,203	6.7%	36,037	6.9%	▲834	▲2.3%
	災害復旧費	3,514	0.7%	1,927	0.4%	1,587	82.4%
	その他の経費	178,607	34.1%	180,808	34.4%	▲2,201	▲1.2%
	物件費・補助費等	91,293	17.4%	93,263	17.7%	▲1,970	▲2.1%
	維持補修費	9,888	1.9%	7,345	1.4%	2,543	34.6%
	積立金	11,700	2.2%	11,705	2.2%	▲5	▲0.0%
投資・出資金	1,460	0.3%	1,443	0.3%	17	1.2%	
貸付金	63,284	12.1%	66,182	12.6%	▲2,898	▲4.4%	
繰出金	982	0.2%	870	0.2%	112	12.9%	
歳出合計	523,610	100.0%	525,197	100.0%	▲1,587	▲0.3%	
目的 別 歳 出 内 訳	総務費	30,702	5.9%	26,700	5.1%	4,002	15.0%
	民生費	50,487	9.6%	52,560	10.0%	▲2,073	▲3.9%
	衛生費	19,973	3.8%	19,485	3.7%	488	2.5%
	労働費	4,222	0.8%	6,226	1.2%	▲2,004	▲32.2%
	農林水産業費	45,757	8.7%	40,531	7.7%	5,226	12.9%
	商工費	66,127	12.6%	70,624	13.4%	▲4,497	▲6.4%
	土木費	86,197	16.5%	87,211	16.6%	▲1,014	▲1.2%
	警察費	20,954	4.0%	20,467	3.9%	487	2.4%
	教育費	91,578	17.5%	95,512	18.2%	▲3,934	▲4.1%
	災害復旧費	3,515	0.7%	1,927	0.4%	1,588	82.4%
	公債費	95,154	18.2%	95,235	18.1%	▲81	▲0.1%
その他	8,944	1.7%	8,719	1.7%	225	2.6%	

2. 財政健全化法における健全化判断比率等

(1) 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等

算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準に該当しない状況。

①実質赤字比率 **－%** (実質赤字なし)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等（＝普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5%

②連結実質赤字比率 **－%** (実質赤字・資金不足なし)

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15%

③実質公債費比率（3か年平均） **13.2%** (対前年度▲1.4ポイント)

■算定開始(H17決算)以降最低値

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H17	17.9%
H18	18.1%
H19	17.8%
H20	17.9%
H21	17.3%
H22	17.0%
H23	16.0%
H24	14.6%

【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

④将来負担比率 **178.2%** (対前年度▲1.5ポイント)

■算定開始以降、6年連続減少

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H19	227.9%
H20	225.4%
H21	213.1%
H22	187.0%
H23	183.4%
H24	179.7%

【基準】 早期健全化基準 400%

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤資金不足比率 ー% (いずれの会計も資金不足なし)

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】 経営健全化基準 20%

(2) 健全化判断比率等以外の参考指標 (普通会計)

(単位：百万円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
經常収支比率	94.1%	94.9%	93.7%	92.5%	89.3%	89.7%	89.8%	89.8%
前年度比	5.5ㇳ イト	0.8ㇳ イト	▲1.2ㇳ イト	▲1.2ㇳ イト	▲3.2ㇳ イト	0.4ㇳ イト	0.1ㇳ イト	±0.0ㇳ イト
地方債現在高	1,037,230	1,022,978	1,003,552	1,009,178	1,007,394	994,483	994,217	991,450
前年度比	▲ 14,537	▲ 14,252	▲ 19,426	5,626	▲ 1,784	▲ 12,911	▲ 13,177	▲ 2,767

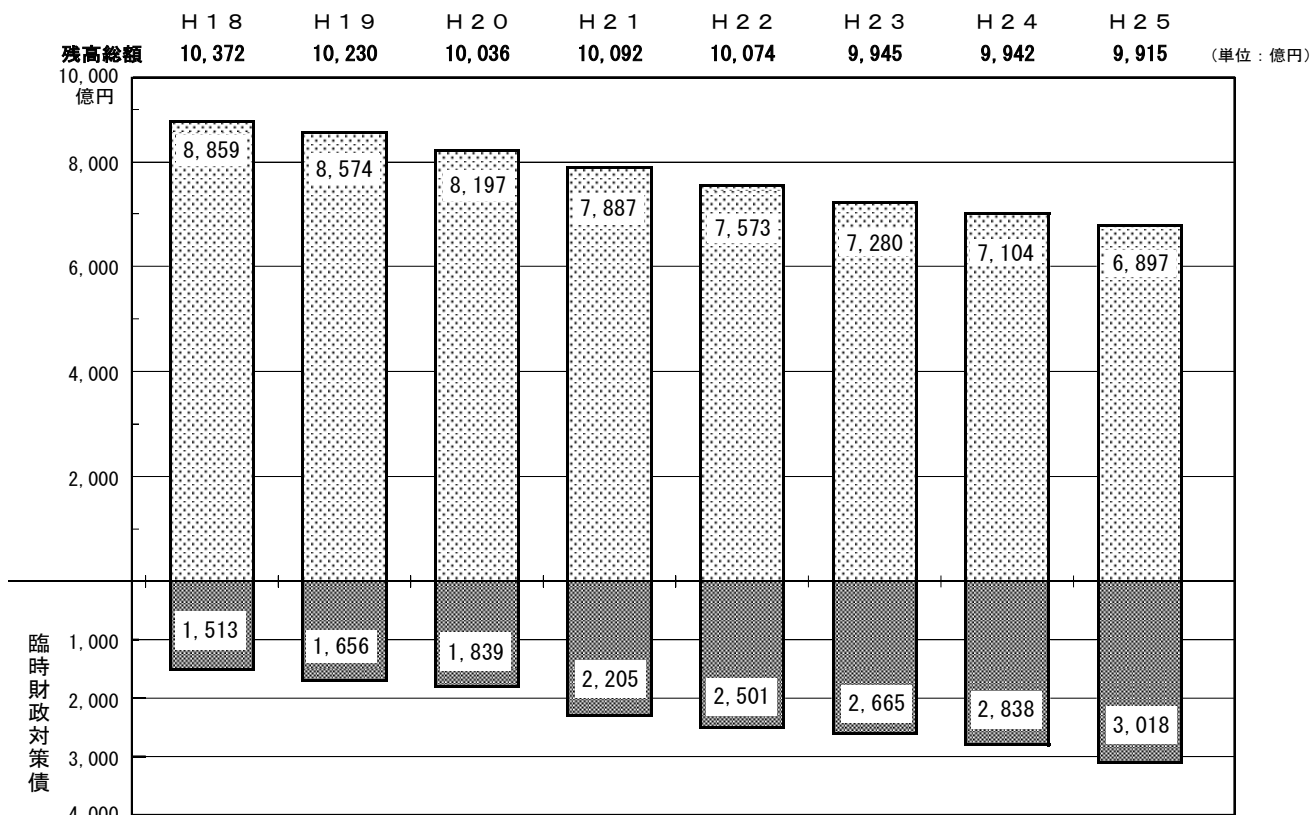
※地方債現在高は特定資金公共投資事業債 (NTT債) を除く。

○經常収支比率…財政構造の弾力性をみる指標

＝ 經常的な経費に充当した一般財源 ÷ 經常的な一般財源としての収入

※經常的な経費…人件費、扶助費、公債費等毎年度經常的に支出される経費

県債残高の推移



※臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。地方交付税の振替であり元利償還金については、後年度に全額交付税措置。

(参考) 財政健全化法の概要

① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務づけ。健全化判断比率の公表は平成19年度決算から適用。

② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表（法第3条）

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表（法第22条）

③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、計画の策定が義務づけ。

（早期健全化段階）

- ②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る。

（財政再生段階）

- ②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
 - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
 - ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債（*）の起債が可能

*再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

(参考) 健全化判断比率等の対象について

